

総務くらし建設委員会会議録	
開 会 日	令和3年6月14日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和3年6月14日（月）午後3時31分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 山田けんたろう 副委員長 伊藤真規子 委 員 石じまきよし 大島令子 加藤和男 ささせ順子 なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室次長兼情報課長 横地賢一 市長公室次長 若杉玲子 企画政策課長 山本晃司 課長補佐 稲垣道生 人事課長 北川考志 課長補佐 正林直己 情報課課長補佐 伊藤友人 広報広聴係長 榊本芳樹 総務部長 中西直起 次長（行政、財政担当）加藤英之 次長（市民、税務、収納担当）兼税務課長 高木昭信 次長（事務処理適正化、行政改革担当）福岡隆也 税務課課長補佐 西本 拓 資産税係長 青山祐司 くらし文化部長 浦川 正 次長 日比野裕行 安心安全課長 南谷 学 防災消防担当課長 久保田直也 生涯学習課長 水野徳泰 課長補佐 平岡優一 建設部長 水野 泰 次長 川本保則

	区画整理課長 朝井雅之 公園西駅開発推進室長 伊藤直幸 開発推進係長 加利部 圭 陳情者  計 27 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 水野敬久 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

陳情第 1 号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 私は長久手市において、地球温暖化対策の強化と 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、国が、他都市と市民、事業者と連携し、ゼロ・カーボンシティの検討をするよう市に働きかけていただきたく、個人として趣旨説明に出席した。本陳情と同趣旨の請願、陳情が、今年の 3 月と 4 月に、安城市、知立市、高浜市、碧南市、豊明市、西尾市などの各市議会において、各会派からの賛成討論のうゑで採択された。また、刈谷市議会では、6 月 17 日に最大会派自民クラブ 8 人を紹介議員とする請願として、私は意見陳述と審査に伺う予定である。近年、国内外で猛暑や豪雨などの温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加している。菅内閣総理大臣が去年 10 月の国会所信表明で、2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。そして、グリーン社会の実現が政権の中心課題に位置付けられるとともに、温暖化への対応は、もはや経済成長への制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながることも発言された。2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロを掲げるゼロカーボンシティ宣言をした自治体は日ごとに増しており、令和 3 年 6 月 11 日時点で、407 自治体となり、自治体の人口を合計すると 1 億 1,051 万人と、日本の総人口の 86 パーセントを超えている。県内では、豊田市、みよし市、半田市、岡崎市が先に宣言しており、大府市、田原市、武豊町、犬山市、蒲郡市も今年 3 月に宣言した。そして 6 月 7 日には、小牧市がゼロカーボンシティ宣言を行った。趣旨説明に先立ち、令和 3 年 5 月 6 日の国会において改正地球温暖化対策推進法が成立した。この法律では、地球温暖化対策の推進は 2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携のもとに行わなければならないとの基本理念が明記された。今回の陳情事項、2050 年まで二酸化炭素排出実質ゼロ達成に向け、地球温暖化対策を行うこと。市民、事業者、国、他都市などとの連携協働に努めることを後押しするものであると考えている。昨夜閉幕した主要国首脳会議 G 7 の共同宣言においても、2050 年までの温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目標とし、2030 年削減目標にコミットすることが謳われた。小泉進次郎環境大臣がゼロカー

ボンシティ宣言参加の呼びかけの中で、気候変動問題は、私たち一人一人この星に生きる全ての生き物をとって避けることができない喫緊の課題であると述べている。今、コロナ禍と気候危機という二重の危機にあって新しい生活様式をとるようになり、大きな社会変革の時にあると思う。2050年までのゼロカーボン達成に向けて、2021年を機に、市民、事業者、国、他都市が密接に連携をとり、市を挙げて2005年の愛・地球博のテーマ「自然の叡智」をはじめ、自然の摂理から謙虚に学び、持続可能な社会を創設したい。そしてこの一つしかない大切なきれいな、私たちの愛する瑠璃色の地球を子ども達の未来に守り、残していきたい。

委員長

趣旨説明について質疑及び意見はあるか。

大島委員

本市も令和3年3月に策定された第4次環境基本計画には、2050年に目指す脱炭素社会の姿として、2030年までの当面の目標には、趣旨説明されたことが記載されており、国会よりも早く本市では脱炭素社会を進めている。市外から、本市で開催された愛・地球博の理念を継承してという話をしていただき、大変すばらしいことだと思っている。ただ、この環境基本計画は、今年3月に策定され新しい年度が始まったばかりである。議会としても、これを単なる掛け声ではなく、どう具体化していくのか、これからやっていかなければいけないと思っている。本市の一步進んだ、エネルギー使用量を減らすとか、炭素に由来しないエネルギーに転換する脱炭素の住まいや、まちをつくるという姿勢に関して、国よりも進んでるように思うが、どのように感じているか。

陳情者

環境基本計画の策定等で、既に市として脱炭素社会に向けて動かれていることは大変すばらしいことだと思う。今、脱炭素社会に向けて社会は急激に舵を切っている。ここで、国や市民、事業者、他都市との連携を改めて謳って、その姿勢をアピールしていく。脱炭素社会に向かっていくことは非常に難しく、ハードルが高いことだと思う。まずは市民や事業者に対して意識啓発をして、市としてやっていくんだという姿勢を示していただくことで、市、市民、事業者、議会が一緒になって脱炭素社会に向けて考えていくこと、そして2021年は、脱炭素社会に向けた一つのきっかけになっていくような動きを意思表示として示していくべきだと思う。

委員長

特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長

■■■■氏から、ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

大島委員

当該関係機関に善処方を求めることが、環境基本計画を策定した自治体の議会としてふさわしいと考える。

委員長

当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長
委員長

陳情第1号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。
この際、暫時休憩。

＜午前9時42分休憩＞

＜午前9時45分再開＞

委員長

休憩前に引き続き会議を再開。

市長

あいさつ

議案第40号 長久手市税条例の一部を改正する条例について

税務課長
大島委員

議案第40号について説明

条例改正で、16歳から30歳以下の人、国外へ留学中で家族から援助を受けている人は扶養親族に入らなくなるのか。また、所得税だと30歳を超えても所得がなく、親に扶養されていれば、扶養控除の制度がつかえる。住民税ではどのようなになるのか。

税務課長

これまでは国外居住者の所得を正確に把握できず、適切に運用されていなかったものを解消するための法改正だと認識している。30歳以上でも、例えば留学ビザを確認したり、年末調整で38万円以上の送金がかかるものを示されれば、扶養控除の対象と認めている。

大島委員

留学ビザを取得して海外で生活する場合、留学先の国によっては税金が課せられると思うが、どうするのか。

税務課長

この規定は国内居住の住民税がかかる方の扶養に関するものである。

大島委員

所得税の扶養親族と住民税の扶養親族は連動しているのか。

税務課長

住民税も所得税の情報を利用して課税しているという意味では連動している。

大島委員

令和6年度以降の個人住民税に適用するとのことだが、なぜ今改正するのか。

税務課長

住民税は翌年度課税であり、突然改正するわけにはいかないことや、関係様式の改正も必要であるため、地方税法の改正に基づいて改正している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 41 号 長久手市消防団条例の一部を改正する条例について

安心安全課長 議案第 41 号について説明

なかじま委員 団員報酬の年額 3 万 7,000 円は 12 で割り切れないが、年度途中で入団した場合はどのように支給するのか。

安心安全課長 端数は切り捨てて対応する。

なかじま委員 道路交通法改正により、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通自動車免許では 3.5 トン以上の車両を運転することができなくなった。本市の消防団に 3.5 トン以上の車両はあるか。

安心安全課長 4 台ある。

なかじま委員 入団資格を拡大しても車両を運転できない団員が増えてくると予想される。車両を運転するために準中型自動車免許の取得補助制度が必要ではないのか。

安心安全課長 考えていない。

なかじま委員 市が実施する消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度には、国による特別交付税措置がされる。条例改正にあわせて準中型自動車免許取得補助制度をつくるべきではないのか。

安心安全課長 条例改正にあわせて補助制度をつくることは考えていない

なかじま委員 消防団員がどのような運転免許を取得しているか把握しないか。

防災消防担当課長

平成 31 年の調査では、3.5 トン以上の車両を運転できない団員は 2 人である。この団員でも 3.5 トン未満の小型動力ポンプ付き積載車の運転は可能である。

野村委員 改正により、新たにどれぐらい入団すると見込んでいるか。

防災消防担当課長

最大 20 人程度の入団を見込んでいる。

野村委員 在勤資格の消防団員はどれだけいるか。

安心安全課長 12 人である。

野村委員 各分団の定数は同じだが、管轄する広さなどで定数を見直さないか。

安心安全課長 定数は当時の活動状況や機能別消防団の創設にあわせて平成 30 年 4 月に見直したものであり、妥当だと考える。ただし、面積や消防対象物にも違いがあるので、地域防災の中心にある組織として継続的に活動していくためには地域と話し合うことが必要だと考えている。

大島委員 大学生は一般的に 4 年で卒業していくことになる。入団しても卒業後に市外に移ると継続的な活動ができなくなるのではないか。

防災消防担当課長

消防団が地域防災の中心を担う組織として活動が維持できるよう団員確保等のさまざまな課題について、地域を含めた検討や取り組みを進

めていくことが必要と考えている。

大島委員 条例改正した近隣自治体の状況は把握しているか。

防災消防担当課長

近隣の尾張旭市、豊明市では10人程度の学生団員が所属している。
いずれも将来は消防職を目指している学生であり、消防団活動への参加意欲は高く、積極的に従事していると聞いている。

大島委員 市内の大学にどう働きかけていくのか。

防災消防担当課長

過去には、市内4大学全てを訪問し、ポスターの掲出依頼や説明する機会を設けていただいた。

大島委員 90分の講義内でPRさせていただけるように積極的に依頼すべきではないのか。

防災消防担当課長

大学と相談しながら検討していきたい。

加藤委員 学生団員は、基本団員と機能別団員のどちらを想定しているのか。

防災消防担当課長

基本団員を想定している。

ささせ委員 キッズ消防団へどのように働きかけていくのか。

防災消防担当課長

キッズ消防団には高校生が3人在籍しているので消防団の必要性などをしっかり伝えていきたい。

ささせ委員 大学生に対して働きかけているとのことだが、高校生にも同じように働きかけるのか。

防災消防担当課長

夜間の活動等もあり、高校生への働きかけには保護者や学校との調整も必要となるため、大学生が中心と考えている。

山田(か)委員 新たに入団する見込みの20人の根拠はどのようなか。

防災消防担当課長

令和3年度、愛知淑徳大学に新設された学科の生徒32人に聞き取り調査をしたところ、20人が消防団活動への意欲をみせているとのことだった。説明する機会を設けながら順次入団してもらうイメージを持っている。

山田(か)委員 学生団員の入団について、団長や幹部と調整しているのか。

防災消防担当課長

団長や幹部と意見交換を行い、学生団員の受け入れに問題はないとの意向を受けている。

山田(か)委員 基本団員でも、学生は活動内容は分けた方がよいのではないのか。

防災消防担当課長

学業をしながら可能な限り全ての業務に参加していただき、発展形として将来的には業務の分担を検討していくことになるかもしれない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 10 時 36 分休憩>

<午前 10 時 45 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

所管事務調査

1 公園西駅周辺土地区画整理事業における生活利便施設誘致の合意書の公開と内容について

区画整理課長 公園西駅周辺土地区画整理事業地内では、令和 3 年 5 月末時点で、50 画地の保留地は売却済み、2 画地の保留地は先着順で現在も受付中、13 画地の保留地は令和 3 年度に分譲する予定となっている。

平成 30 年 10 月 3 日、生活利便施設の立地を促進することを目的に、駅前の中高層住宅の 4 つの街区を一体化する事業計画の変更を行った。平成 31 年 4 月 1 日に仮換地指定変更により 5 街区の仮換地の変更を行い、スリット換地とよばれる形状になった。平成 31 年 4 月 19 日に、商業開発に同意されている 5 街区の地権者全員の連名で、当該契約者との保留地分譲協議の着手を依頼される文書を受理し、協議の調整を開始した。令和元年度、当該契約者の企業信用調査や 5 街区の不動産価格調査、公園西駅周辺の商圈調査などを行った。令和 2 年 12 月 3 日には、当該契約者から、5 の 1 画地、5 の 11 画地、2 筆の保留地の買い受けの申請書が提出された。令和 3 年 2 月 24 日に当該契約者から、5 街区内の地権者との賃貸借契約に時間を要するという理由から、5 の 1 画地を先行するという変更の買い受けの申請書が提出された。令和 3 年 3 月 15 日に、当該契約者 1 画地の保留地の売却決定通知を市から通知した。令和 3 年 3 月 25 日に 5 の 1 画地の保留地分譲契約を締結した。この契約締結時に合意書も同時に締結した。令和 3 年 5 月 24 日に当該契約者から残金約 3 億円の納付の延納申請があった。

山田(か)委員 延納申請後の納付状況はどのようなか。

区画整理課長 再来週ぐらいまでに入金できると聞いている。

大島委員 前回の信用保証調査は2年前であり、新型コロナウイルス感染拡大前である。状況が変わっている可能性があるので納付期限となっている令和3年6月末までに改めて当該契約者の信用保証調査をしないか。

公園西駅開発推進室長

改めて調査したが、令和2年4月30日現在のデータが最新であり「豊富な資金力で機動的な土地購入を行っている」との記載があり、問題ないと考える。

石じま委員 以前の調査はどのように費用はいくらか。

公園西駅開発推進室長

財務状況や最近の動向を調査した。令和元年度決算では、信用調査、不動産鑑定調査、商圈調査の3つの調査をあわせて203万6,250円となっている。

区画整理課長 令和2年4月時点の調査は包括委託しているURリンゲージから情報を入手した。

大島委員 銀行が融資するときはどう判断しているのか。

公園西駅開発推進室長

売却予定の5-1画地を担保にするのではなく、当該契約者の所有する不動産の中でどれが担保として適切なのか選択中であると聞いているため、金融調整に頓挫しているとは受け止めていない。

山田(か)委員 公開された合意書の黒塗りされた部分について、誘致される具体的な商業施設の名称が記載されているのか。また、記載されている商業施設が開店したら、この合意書の効力は失われ、退去した後には自由に誘致できるようになるのか。誘致する商業施設が誘致できなかった場合には改めて合意書を結び直す必要があるのか。

区画整理課長 具体的な商業施設の名称は記載されておらず、誘致する業務形態が記載されている。開店しても一定期間内に閉店した場合には次にかわる商業施設を再度誘致するという趣旨の記載がある。

公園西駅開発推進室長

一定期間以上、継続して出店するといった趣旨の記述がある。

山田(か)委員 具体的な年数の記載はあるのか。

公園西駅開発推進室長

記載されている。

大島委員 5街区の地権者は何人いるか。

区画整理課長 10人である。

委員長 質疑がないようなので公園西駅周辺土地区画整理事業における生活利便施設誘致の合意書の公開と内容についての所管事務調査を終了する。

2 古戦場再整備計画及び古民家活用計画の現状について

生涯学習課長 古戦場公園再整備計画及び古民家活用計画の現状について、平成 28 年度に策定した古戦場公園再整備基本計画の中では、東側ゾーンに「小牧・長久手の戦い」に関する展示を行うガイダンス施設を整備する計画としている。平成 30 年度に古戦場再整備基本設計、令和元年度に古戦場公園再整備実施設計を行った。平成 30 年度から令和元年度にかけて史跡地内の樹木伐採工事を実施した。令和元年度に、ガイダンス施設の建設時期を令和 2 年度から令和 5 年度以降に見直すこととした。

古戦場公園の西側ゾーンに古民家を移築して歴史民俗体験施設として整備し、長久手の歴史民俗資料の展示、体験施設としての役割を担う予定である。

事業の進捗としては、令和元年度に古民家補修等工事、古民家詳細調査業務を実施している。令和 2 年度に監査委員からの御指摘、専門家からの御意見をもとに、事業の在り方について再検討をすることとした。

大島委員 ガイダンス施設の建設時期を令和 5 年度以降としているが、何年度から工事を始めるのか。

くらし文化部次長

現在、調整中であり、令和 3 年第 3 回定例会までに議会に報告したいと考えている。

大島委員 古民家活用事業は、専門家の意見を聞きながら進めていくとのことだが、今年度 1 回目の文化財保護審議会は、いつ頃の開催を予定しているのか。

生涯学習課長 1 回目は 9 月頃の開催を予定している。古民家移築に向けて専門家から御意見をいただく予定である。

大島委員 現在、古民家が建っている場所は借地であり、時間が経てば建物の傷みも激しくなる。建物を解体し、必要な部材だけを保管することで借地の原状回復をすることなども考えられるのではないか。

生涯学習課長 古民家を解体する際には、部材の調査が必要であるため、今すぐ実施できるものではない。

大島委員 市長は古民家について、どのような考えを担当課に伝えているのか。

生涯学習課長 市としては、200 年以上前の部材が使われた建物を、未来を担う子供たちの学習の場になるよう残していきたいと考えている。

なかじま委員 文化財保護審議会は、教育委員会に置かれた付属機関か。

生涯学習課長 そのとおりである。

なかじま委員 古民家については、最終的には教育委員会が判断することになるのか。

生涯学習課長 文化財指定をするにあたっては、教育委員会の諮問を受けて、文化財保護審議会が必要な調査検討を行ったうえで、教育委員会に答申することになる。なお、古民家について、具体的にどのように判断するか決まっていない。

大島委員 古民家について、文化財保護審議会の報告を社会教育委員会で行って

いるが、どちらの会議録を重視すべきなのか。

生涯学習課長 社会教育委員会の委員も文化財保護審議会の委員も、教育委員会が任命するものであり、議事録の重要性は変わらない。

大島委員 令和3年度中に補正予算を計上して、古民家活用事業を進める予定はあるのか。

生涯学習課長 現時点で予定はない。

山田(か)委員 ガイダンス施設の外観は令和元年6月24日の総務くらし建設委員会で示された資料と同じだが、展示の内容は変わったのか。

生涯学習課長 体験コーナーの囲碁将棋はなくしたが、その他の展示は特に変わっていない。具体的な内容は、実施設計で改めて検討していきたい。

山田(か)委員 議会の意見を聞いてから、展示の実施設計をすべきではないのか。

生涯学習課長 展示の方針が整い次第、報告させていただきたい。

山田(か)委員 古民家については、建物全体を移築するのではなく、解体して一部の部材を活用していくのか。

生涯学習課長 具体的に決まっていない。どの程度、部材を活用できるのか調査しながら設計を進めていきたい。

山田(か)委員 歴史民俗体験施設は、活用方法と建物規模を決めないと、部材がどれだけ必要かわからないのではないのか。

生涯学習課長 現存する古民家を移設する際に何かを付け足すことは考えていない。活用方法については、今後ワークショップのような形をとりながら考えていきたい。

山田(か)委員 その都度報告を受けながら進めていかないと議会からも理解を得られないのではないのか。

くらし文化部次長

古戦場公園再整備基本計画で既にイメージをつくり上げており、議会にも示している。古民家だけでは規模的に小さいという意見もあると思うので、必要に応じて新たな建物を設置し、古民家をその中心に位置付けて活用していくイメージとなっており、過去のワークショップでもこのイメージを用いて話し合っている。市として方針が決まり次第、議会にも説明しながら中身を詰めていきたい。

大島委員 今後、古戦場桜まつりをどうしていくのか検討していないのか。

生涯学習課長 ここ2年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっている。実行委員会と今後の開催について検討していきたいと考えている。

大島委員 古戦場公園再整備に関するワークショップは再開したのか。

生涯学習課長 令和2年2月を最後にワークショップは開催していない。

石じま委員 古民家について、市民と具体的にどのような調整をしているか。

生涯学習課長 ワークショップを開催していないため、具体的に検討していない。長久手の昔の生活を子供たちに見ていただきながら、年中行事を体験していただける場をつくり、例えば、おこしものづくりなどを市民の力を借

りながら実施していきたい。

石じま委員 長久手小学校の倉庫に保管してある民具を活用していくことも考えていく必要があるのではないかな。

生涯学習課長 可能な限り活用したいと考えている。

野村委員 長久手の昔ながらの生活を体験するためには、古民家の移築が必要なのか。

生涯学習課長 古民家を古戦場公園に移築し、活用していくことが必要だと考える。

大島委員 コロナ禍で社会情勢は大きく変わってきている。5年後には古戦場公園の在り方も大きく変わっているかもしれない。そういった視点を持ち、広く意見を聞きながら進めていくべきではないのか。

くらし文化部次長

ここ数年で社会情勢や市の財政状況が変化してきているのは承知している。古戦場公園駅周辺を新たなまちの顔として位置付けており、リニモテラス公益施設もオープンした。歴史を通じたつながりをつくるため、二、三十年後を見据えた拠点として、将来のまちの在り方として重要な要素を持っていると認識しているので古戦場公園の再整備を進めていきたい。

委員長 質疑がないようなので古戦場再整備計画及び古民家活用計画の現状についての所管事務調査を終了する。

3 消防団の現状について

安心安全課長 消防団員の現状について、市全体で定数が160人中、実団員数は平成30年度が125人、令和元年度131人、令和2年度125人、令和3年度120人と変遷してきている。

消防団の活動状況として、火災出動については平成30年に2件、風水害対応出動等は平成30年2件である。平成30年9月4日の台風21号、9月30日の台風24号は、市内で街路樹が倒れて、消防団員の方が活躍した。令和元年には1件である。それ以外にも自宅待機や準備体制が平成29年が1件、令和3年度が1件という状況となっている。平常時活動について、定期訓練、消防操法等の訓練が主体となっている。40ミリ消火栓の点検や、キッズ消防団の指導、各小学校夏祭りの警備、各地区の盆踊り警備、校区運動会の警備など、地域の要望により警備等に協力している。

消防団充実強化の取り組みについて、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成26年に制定され、重点を消火活動から防災、災害等の取り組みに変えていく等消防団の充実強化について国が方針を示した。また、消防団装備の基準も改正され、災害に対する機能強化として大規模災害団員制度が導入され、機能別消防団などが設置された。市の取り組みとしては、安全装備品として、安全靴、ケブラー手

袋、ライフジャケット等の整備を進めた。活動資機材として、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助資機材等を整備した。団員教育として、平成30年度から消防署員による救助資機材取り扱い、消防訓練等の定期訓練を毎月実施している。ただし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時的に中止している。

山田(か)委員 消防団の本市職員が占める人数はどのようなか。

防災消防担当課長

24人である。

大島委員 チェーンソーはどのような状況で使い、安全対策はしているのか。

防災消防担当課長

風水害で道路上に倒木が発生した際に除去するための切断に使用する。使用の際には膝パッドなど下半身を防護する装備も整備している。

なかじま委員 全国的に平均年齢が上がってきていると聞くが、本市消防団員の平均年齢はどのぐらいか。

防災消防担当課長

38歳前後だと記憶している。

加藤委員 常備消防が広域化され、消防団は消火活動に参加しなくてもよくなったのか。

防災消防担当課長

広域化で消防団が消火活動に従事しなくてよいということは一切ない。平成30年度を最後に火災出動もないが、それ以降も市内で火災は発生している。その際は、常備消防隊の現場指揮者の判断で消防団が呼ばれなかった。南海トラフ地震などの大規模災害への対応は今後も検討していく必要があると考える。

加藤委員 台風で出動した際にはどのような活動に従事したか。

安心安全課長 倒木の除去などに従事した。

加藤委員 市制施行から10年が経ち、「長久手町」表記のままだった消防団の半纏は更新したか。

安心安全課長 限られた予算で優先順位を決めて更新を進めており、安全装備などを優先的に更新している現状である。

石じま委員 団員が増えない課題をどう考えているか。

安心安全課長 常備消防の広域化で消火活動は減っている。今後どのような位置付けで消防団活動があるか考えていく必要があると考えている。

石じま委員 時代とともに考え方も変わってきており、担い手を増やすためにどうしたらよいか考えていく必要がある。例えば、地域によっては操法大会を辞退しているところもある。前例踏襲ではなく、今後の気候変動に対応できるような防災力を強化するために抜本的に取り組んでいかないといけないのではないかと。

安心安全課長 考えていきたい。

なかじま委員 消防団協力事業所は募集していないのか。

防災消防担当課長

従業員が相当数入団しているなどの基準を満たせる事業所がない状況である。

加藤委員 消防団の詰所に市所有の建物はあるか。

防災消防担当課長

長湫分団の長湫東詰所の車庫の部分などが市所有である。

加藤委員 大災害がくるとい話があるなかで、団員を増やす取り組みをしているが、車庫などは古いままである。市としてしっかり整備すべきではないか。

安心安全課長 今後の在り方を含めて考えていきたい。

委員長 質疑がないようなので消防団の現状についての所管事務調査を終了する。

委員長 この際、暫時休憩。

<午後0時25分休憩>

<午後1時30分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

4 市役所新庁舎、スポーツ施設等整備計画の現状について

企画政策課長 市役所新庁舎とスポーツ施設の整備については、非常に大きな財源を要する時間のかかる事業であり、令和2年10月8日の所管事務調査から大きな進展はしていない。

これまでの経過として、平成28年には5階建てもしくは8階建ての庁舎を想定した公共施設整備基本計画を策定した。令和元年度には、市役所周辺整備準備室を設置して、県との調整、各種法令上の調整を行い新庁舎と新体育館の整備位置、標準的な規模、機能等についてとりまとめた。また、県と調整した結果、令和2年3月策定の長久手市都市計画マスタープランに市街化編入について記述している。

用地の取得については、現状、市役所の駐車場が不足しているため、まず第一段階として①岩作交差点角地にある約250平方メートルの用地と②高齢者生きがいセンター西側にある約1,250平方メートルの用地を取得する。次に第二段階として、第二駐車場の位置に新庁舎ができると駐車場が不足するので、③第二駐車場西側にある7,700平方メートルの用地を取得する。そして第三段階として体育館を整備するにあたり、④第二駐車場の北側にある1万4,000平方メートルの用地を取得し、段階的に進めていく。取得する予定の用地は農地であるため、農振除外の手続きも必要になる。現在、①について、令和3年度末までに地権者から引き渡しを受けられるように交渉を進めている。②については、令和4年度予算で取得していきたい。また、県への事業認定申請前に用地説

明会を行い、①と②を取得した後、令和5年3月末までに駐車場整備工事を行う予定である。

なかじま委員 用地説明会の対象者は誰か。

企画政策課長 地権者や影響のある近隣住民を対象とした説明会である。地権者などと調整が済んでいたとしても、県へ申請するためには実施する必要がある。

大島委員 市役所新庁舎は何階建てになるのか。

企画政策課長 市役所等公共施設整備基本計画では、明確に何階建てにするとは示していない。周囲の田園風景やみどりの稜線もあるため、過去の公共施設整備基本計画で示した8階建ての庁舎は景観上なじまないと考える。

大島委員 新庁舎の面積はどのようなか。

企画政策課長 スポーツ施設等整備計画策定支援業務報告書では、延床面積9,500平方メートルの標準的な市役所を想定している。

大島委員 長久手市公共建築物等の木材の利用の促進に関する方針を出しているが、新庁舎の建物構造はどうなるのか。

企画政策課長 国や県、市の方針として、公共施設に木材利用を促進していく流れはある。ただし、用途や建物の規模感によって判断は変わってくるため、この計画では、新庁舎の建物構造を明確に示していない。

大島委員 過去の本会議では、市長がRC造は50年で終わる。という趣旨の答弁をしている。木造だと高層にはできないと思うが、新庁舎の高さを示さないと、木造で低層の複数の庁舎を建設するのではないかと考えてしまう。あらかじめどのような建物にするのか示すべきではないのか。

企画政策課長 法律上は木造でも十階建てのような高層な建物も建てることはできる。この報告書で示している延床面積はあくまで標準的な市役所を想定しており、この面積どおりの新庁舎を建てることとしたわけではない。

大島委員 昨年監査委員から現市長就任後の公共施設は木造が多く、コストも高いという趣旨の指摘がされている。具体的に新庁舎の建物構造にはどういった選択肢があるのか示すべきではないのか。

企画政策課長 この報告書では、市役所新庁舎は、地震対策として耐震、制震、免震のいずれかの構造とすることを想定している。また、内装は、できる限り木質化していくことが示されているが、建物構造を具体的に木造やRC造にするかどうかは示していないし決まってもいない。さまざまな選択肢のなかから検討していくことになる。

なかじま委員 岩作交差点北東にある公共施設Eと生きがいセンターの建物は残すのか。

企画政策課長 建築基準法が大きく改正された昭和56年以前の建物は壊し、それ以外は残すことを想定している。

なかじま委員 現庁舎北側の道路は東西に通り抜けできなくなるのか。

企画政策課長 東側半分を廃止して、用水路も覆蓋化する計画としている。

大島委員 ロータリーを作っても西側と南側にしか出入口がないのは不便では

ないのか。

企画政策課長 現庁舎北側道路は幅員が非常に狭く、すれ違いも難しい状況である。また通り抜け車両も多いため、プロジェクトチームで検討したうえで市として東半分を廃止する計画とした。

なかじま委員 高層階がなじまないのはなぜか。

企画政策課長 田園風景の中に高い建物が建つことは好ましくないと考える。

なかじま委員 ある程度高い建物にして、展望台から市民が市全体を見渡せるようにしたほうがよいのではないか。

企画政策課長 市街化区域に編入してから新庁舎を整備していくことになる。用途地域をどうするのか担当部署と調整しながら進めていきたい。

加藤委員 プロジェクトチームに所属する職員はどのようなか。

企画政策課長 市長公室長をトップとして、次長級職員で構成している。作業部会は課長級職員で構成している。

加藤委員 プロジェクトチームには、専門的な知識を持っている職員はいるか。

企画政策課長 前回の反省を踏まえて全庁的な体制で検討を進めている。

加藤委員 何年に建てると決めてからスピード感をもって事業を進めていく必要があるのではないか。また、新庁舎や体育館ができることをもっと地域の住民にPRしていく必要があるのではないか。

企画政策課長 関係法令の調整は既に終わっている。財政的な見通しが立てば市街化編入に向けて進めていくことができる。令和5年度までは公園西駅周辺土地区画整理事業への繰出金もあるので、新庁舎建設のための基金を積み立てることが難しいと考えている。令和6年度以降に計画的な積立を進めていき、あわせて行政改革も推進しながら財源となる基金の目標額が定まった段階で事業を進めていきたい。また、地域へのPRは事業化が確定的にならないと難しいと考える。方針決定後には、用地取得と市街化編入の手続きが必要となるため、法令上の手続きを進めながらPRしていくことは十分可能と考える。

加藤委員 市役所西側にある南北の道路は狭いと思うが、消防署北交差点から北に道路を延伸する予定はあるのか。

企画政策課長 具体的な計画はない。

加藤委員 用地説明会を開けば、具体的な構想の内容に話が及んでしまうのではないか。

企画政策課長 今回の用地説明会は、現市役所駐車場が不足していることに関する説明である。

石じま委員 何十億円もの経費をかけて新体育館を建設し、建設後には多額のランニングコストがかかる。市内の公共施設で駐車場が有料の施設はないが、近隣の名古屋市では駐車場が有料の公共施設もある。受益者負担の観点から、例えば体育館に近い③と④だけ有料化して、市役所に近い①と②については従来どおり無料にするなどの棲み分けが必要ではないのか。

企画政策課長 現状の市役所駐車場は、市役所や保健センターなどの施設の共同利用

状態になっており、今後もこの状態は続いていくため、当面、有料化は考えていない。将来的に体育館に近い③と④を整備する時期に改めて検討していきたい。

大島委員 駐車場の有料化は反対である。本市は市街化区域と市街化調整区域が混在しており、市役所は交通の不便な場所にある。文化の家建設時にも駐車場の有料化の話は出ていたが、私は反対した。結果的に無料になり、今でも続いている。今後財政状況が悪化したら、市役所新庁舎だけを先に整備することもありうるのか。

企画政策課長 市の方針は、新庁舎を先に整備してから体育館を整備すると以前から明確に示している。

なかじま委員 収益ゾーンにはどのような施設を入れていくのか。

企画政策課長 事業のスケジュールが決まらなければ具体的な話は進まないため、何も決まっていない。

なかじま委員 N-バスの動線はロータリーの南側と西側から出入りすることを想定しているのか。

企画政策課長 N-バスの動線の他に保健センター前での婦人検診車の利用も想定している。

大島委員 西庁舎にある公民館はどうなるのか。

企画政策課長 いろいろな考え方があると思うが、具体的には決まっていない。今後の財政状況をみながら検討していきたい。

委員長 質疑がないようなので市役所新庁舎、スポーツ施設等整備計画の現状についての所管事務調査を終了する。

5 市職員の定年後の働き方について市の方針や計画と現状について

人事課長 年金の支給が60歳から65歳に順次延長されることに伴い、無収入期間が生じないように、平成25年3月に国家公務員について、希望者は再任用職員として任用することが閣議決定された。地方公務員についても、平成25年3月の総務省通知で、国家公務員に準じた措置がとられることになった。本市では、総務省の通知に基づいて、希望する職員については再任用職員として任用している。フルタイム勤務職員については職員定数に含まれるので、職員適正化計画に含めて任用している。

再任用職員の任用状況について、定年退職時に部長級の職員は、フルタイム勤務を希望した場合は、主幹級職員として任用しており、それぞれの経験、知識を活用して特定の業務を担当することになる。令和3年4月1日時点で5人が任用されている。短時間勤務職員については、週30時間または週31時間の短時間勤務の主事級職員等として任用している。事務職、調理員、清掃員等の定年前の職種にあわせて業務を行っている。令和3年4月1日時点で13人を任用している。

地方公務員法の改正により、定年の段階的な引き上げが行われること

となった。令和４年度中に６０歳に到達した職員から定年が延長されることとなる。令和３年度中に５９歳に到達の職員は６１歳定年で令和５年度退職、５８歳に到達の職員は６２歳定年で令和７年度退職、５７歳に到達の職員は６３歳定年で令和９年度退職、５６歳に到達の職員は６４歳定年で令和１１年度退職、５５歳に到達の職員は６５歳定年で令和１３年度定年となり、１０年かけて定年を延ばしていくことになる。

役職定年制の導入について、今回の定年延長に伴い、６０歳に到達した年の次年度からは、管理監督を行う職につくことができなくなるため、課長補佐以下の職で勤務することになる。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律について、令和３年４月に法改正された。この改正により、６５歳までの雇用継続確保の義務化、７０歳までの就業確保が努力義務とされた。公務員に同法は適用されないが、これを公務員の制度にあてはめると、雇用継続確保は現在の再任用制度や今後導入される６５歳までの定年延長が該当する。就業確保は、７０歳定年制や７０歳までの再任用制度の導入という形になるのではないかと考えている。

なかじま委員 主幹級職員はどの位置付けか。

人事課長 課内の特定の業務を担当する課長級職員である。主幹の上には課長、次長、部長が位置付けられている。

なかじま委員 再任用となることで、前年度までの上司が部下になる場合もあるということか。

人事課長 そのとおりである。

なかじま委員 上司が部下になっても人間関係はすぐに変えられない。スムーズに業務を行えるように再任用職員に対する研修はしているか。

人事課長 実施していない。市長からの訓示は文書で出している。

なかじま委員 訓示を見せてもらうことは可能か。

人事課長 議員からの資料照会があれば開示することは可能である。

なかじま委員 部長級職員がフルタイムを希望した場合に主幹級職員として任用される点は、国家公務員に準じた措置なのか。

人事課長 国家公務員に準じたわけではない。総務省通知には、雇用と年金の接続の観点からフルタイムが原則という趣旨の記載がされていた。フルタイム勤務職員だと職員定数に含まれるため、再任用の方は、一般的には短時間勤務となる場合が多い。

なかじま委員 再任用制度は負担となっていないか。

人事課長 定年前より給料が下がるため、財政的な負担はそれほどないと考える。再任用職員の人数が増えてくると将来的に新しい職員を雇用する際に問題となることもある。

なかじま委員 再任用のために仕事を作っていく必要が出てくるのではないか。

人事課長 再任用職員は時間外勤務が多い部署に充てている。再任用職員のために新たにポストを用意することは考えていない。

なかじま委員 再任用職員に対する研修を実施するべきではないか。
人事課長 考えたい。
石じま委員 定年の段階的引き上げによる退職金への影響は試算したか。
課長補佐 40 年ほど働くと退職金の掛け率は上限に達するため、掛け率自体が変わらない限り退職金には影響しない。中途採用だと 60 歳までに上限に達しない場合もあるため、勤務年数が伸びることにより退職金が増える可能性はある。ただし、その条件にあてはまる職員はほとんどいないため大きな影響はないと考えている。
委員長 質疑がないようなので市職員の定年後の働き方について市の方針や計画と現状についての所管事務調査を終了する。

6 長久手市の ICT 化への取り組み状況について

情報課長 議事録作成システムについて、令和 2 年 9 月に導入し、会議の音声を録音するための音響機材を用いて、録音した音声を文字に起こすシステムである。令和 3 年 4 月末時点で、音響機材の使用に関しては 4 課、議事録作成システムに関しては 10 課が使用している。文字起こしした会議の時間数は 203 時間 33 分である。

AI-OCR について、令和 2 年 11 月に県内他市町との共同利用型で導入をした。手書きの申請書等を読み取り、テキストデータに変換できる環境を整備している。現状は、各課で利用可能な業務があるか照会を終えた段階である。回答があった課と調整しながら、今後試行に取り組んでいく予定である。

AI チャットボットについて、令和 2 年 11 月に県内他市町との共同利用型で導入した。市ホームページに 24 時間 365 日チャット形式で行政サービスなどについて問合せが可能な「AI チャットボット（総合案内サービス）」を設置している。令和 3 年 5 月末時点で 3,325 件回答している。

Web 会議システムについて、令和 2 年 5 月に情報課で Zoom の有料ライセンスを調達した。令和 2 年度中に 194 回の会議で使用した。

ペーパーレス会議について、会議資料を紙の配布ではなく端末を用いて画面に表示しながら会議を行っている。令和 2 年度は、68 の会議をペーパーレスで実施した。印刷しなかった資料の紙数として 2 万 5,734 枚、金額として 1 万 2,661 円となる。資料作成、資料準備にかかる人件費を 58 万 9,424 円相当削減できたと試算している。

リモートワーク（在宅勤務）について、職員が在宅で勤務する際に市役所の自席端末にリモート接続できる環境を整備している。令和 3 年 2 月に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施している自治体テレワーク推進実証実験事業に参加申込み、100 アカウント取得した。使用希望者を庁内で募集し、令和 3 年 5 月末時点で、このシステム

を利用できる端末は54台となっている。

テレワークについて、地域共生ステーションなどで、L G W A N 端末が利用できる環境を構築している。令和3年4月からモバイルルーター5台を調達し運用している。5台のうち4台は、地域共生推進課の主幹及び課長補佐が使用している状況である。

情報職職員採用について、将来のデジタルD X 等に向けて、情報職の職員募集をし、職員を採用していきたいと考えている。実質2回目となる募集を6月4日までしており、今回は2人の応募があった。今後、採用試験を実施して令和3年10月1日付けで1人採用を予定している。

なかじま委員 議事録作成とペーパーレス会議はどの業者のシステムを使用しているか。

情報課長 議事録作成システムはプロボクスト、ペーパーレス会議システムはリコーカンファレンスセンターのものを使用している。

なかじま委員 議事録作成システムで使用している音響機材はどのような使い方をしているのか。

情報課長 マイク付きのスピーカーを20台用意している。1人1台のマイクを使用して録音した方が認識精度が高くなるため、例えば、市議会常任委員会よりも大規模な会議などで適宜使用している。音響機材を使用せずにI C レコーダーを机の上などに直置きして録音している会議もある。

なかじま委員 システムを使用することで議事録公開までの期間を短くできないか。

情報課長 積極的に周知していきたい。

なかじま委員 全ての会議にW e b 会議システムを使用できるようになったか。

情報課長 市として使用できるライセンスは2つである。3つ以上の会議が重なると使用できないため、情報課でコントロールしていきたい。

石じま委員 A I チャットボットにより窓口や電話での問い合わせは減ったか。

情報課長 調査していないため具体的な数字は示せない。開庁時間外の問い合わせにも対応できるため、効果はあると考える。

大島委員 採用する情報職はC I O（最高情報責任者）か。

情報課長 34歳以下、民間企業において実務経験5年以上の若い職員を対象にしており、専門職だがC I O の位置付けでの募集はしていない。

なかじま委員 モバイルルーターを調達して進めているテレワークは、どういう働き方をしているか。

情報課長 地域共生ステーションで職務遂行をする時に、L G W A N に接続し、自席と同等の環境を構築している。

なかじま委員 地域共生ステーションにあるF r e e W i - F i ではセキュリティ不足なのか。

情報課長 そのとおりである。

加藤委員 テレワークの費用はどうか。

情報課長 モバイルルーター5台を契約しており、令和3年度は5台で合計20万円ほどの予算を計上している。

加藤委員
情報課長 ペーパーレス会議はタブレット端末を使用しているのか。
導入当初はペーパーレス会議システム用のタブレット端末を使用していた。現在は、課長以上の職員が自席のノートパソコンを使用してペーパーレス会議に参加している。

加藤委員
情報課長 当初使用していたタブレット端末は現在使っていないのか。
各課でインターネットに接続するための端末として使用している。

加藤委員
情報課長 リモートワークはどのように行っているか。
自席のパソコンを持ち帰らなくても自宅のパソコンで職場にある自席のパソコンを遠隔操作できる。

大島委員
情報課長 共同利用型で導入することにより、費用が安価となるメリットもあるが、各自治体が独自で変更を加えることに対するデメリットもあると考える。今後の共同利用の進め方はどのようなか。

情報課長 共同開発したことにより費用面のメリットはある。例えば、A I チャットボットは共同利用しているが、各市で手を加えて独自の回答を作成したりしている。単年度契約のため、適宜状況確認しながら契約について考えていきたい。

なかじま委員
情報課長 A I - O C R はまだ試行しか取り組んでいないのか。
様式の定義付けが必要であり、どこまで読み込めるのか試行したい。

委員長 質疑がないようなので長久手市の I C T 化への取り組み状況についての所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 3 時 31 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 3 年 6 月 14 日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう